

政令番号446 4,4'-メチレンジアニリン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成30年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県						2.4E+3	2,400.0	2,400.0
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県						2.5E+2	250.0	250.0
10	群馬県								
11	埼玉県						1.4E+2	138.0	138.0
12	千葉県						3.7E+1	37.0	37.0
13	東京都								
14	神奈川県						3.6E+1	36.0	36.0
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県						1.4E+3	1,416.0	1,416.0
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県						4.7E+1	47.0	47.0
24	三重県	1.0E+2			100.0		7.1E+2	708.2	808.2
25	滋賀県						1.0E+3	1,049.0	1,049.0
26	京都府						2.2E+2	218.6	218.6
27	大阪府						4.7E+1	47.1	47.1
28	兵庫県						6.9E+1	69.2	69.2
29	奈良県								
30	和歌山県						7.0E+0	7.0	7.0
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県						1.6E+0	1.6	1.6
35	山口県						1.6E+4	16,200.0	16,200.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		1.0E+2			100.0		2.3E+4	22,624.7	22,724.7

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。